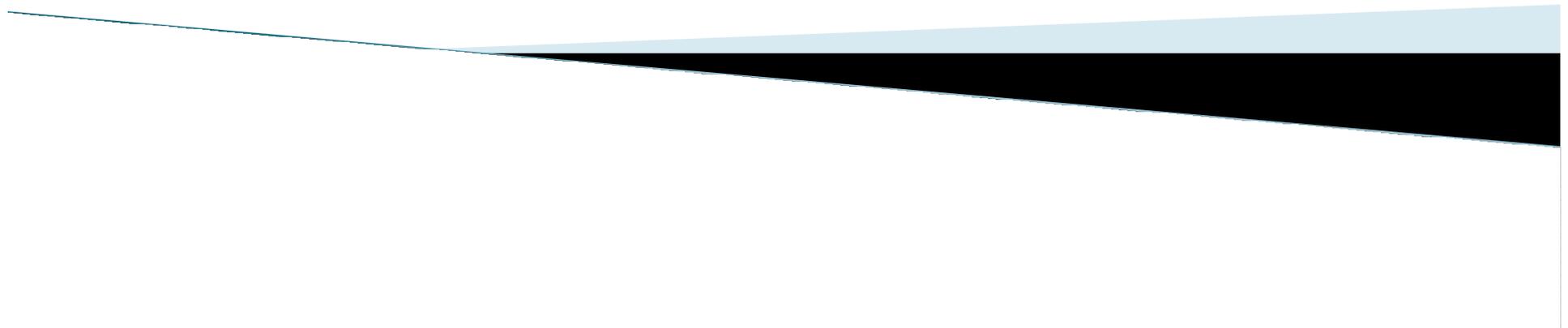


上級簿記 【第7回】

2012年度春学期
山根 陽一



簿記実践ⅠⅡ(2,3級)の内容

▶ 無形固定資産

- 法律上の権利として認められているもの
 - ・ 著作権、特許権、商標権、鉱業権、借地権など
- 経済的に価値があると認められたもの
 - ・ のれん

▶ 会計処理

- | | | | | |
|-------|-------|----|------|----|
| ① 取得時 | 特許権 | ×× | 現金預金 | ×× |
| ② 決算時 | 特許権償却 | ×× | 特許権 | ×× |
- 償却方法: 原則として残存価額ゼロの定額法
 - ・ のれんは取得後**20年以内**で定期的に償却
 - 記帳方法: 直接法
 - 償却期間: 法律や基準が定める期間
 - P/L表示: **販売費及び一般管理費**

研究開発費とソフトウェア

▶ 研究開発費

- 新技術に関する研究のための費用
- 新製品を計画し、または現製品を著しく改良し、それを製品化するための費用

▶ 研究開発費の会計処理

- **発生時にすべて費用**（当期製造費用または一般管理費）として処理

▶ ソフトウェア

- コンピュータを機能させるためのプログラム

▶ ソフトウェアの会計処理

- ① 制作時の処理
- ② 決算時の処理

研究開発費とソフトウェア

① 制作時の処理

a. 研究開発目的のソフトウェア

- 研究開発費として、すべて発生時費用処理

b. 受注制作目的のソフトウェア

- 請負工事の会計処理に準じて処理 ※2冊目で扱います

c. 市場販売目的のソフトウェア

- 制作費はソフトウェア 勘定(無形固定資産)で処理
 - バグ取り等、機能を維持するための費用は当期の費用として処理
 - 量産したソフトウェアは棚卸資産

d. 自社利用目的のソフトウェア

- 制作費はソフトウェア 勘定(無形固定資産)で処理

研究開発費とソフトウェア

② 決算時の処理(ソフトウェアの減価償却)

▶ 市場販売目的のソフトウェア

a. 見込販売数量に基づく償却

- $\text{償却額} = \frac{\text{前期末未償却残高} \times \text{当期に実際販売した数量}}{\text{当期に実際に販売した数量} + \text{当期末の見込販売数量}}$

b. 見込販売収益に基づく償却

- $\text{償却額} = \frac{\text{前期末未償却残高} \times \text{当期に実際販売収益}}{\text{当期に実際に販売収益} + \text{当期末の見込販売収益}}$

- 毎期の償却額は、ソフトウェアの前期末未償却残高と残存有効期間で割った金額を下回ってはならない

- 取得後原則として3年以内に償却

- ※ 見込販売数量、見込販売収益、残存有効期間に変更が生じた場合は、変更部分を修正して計算

▶ 自社利用目的のソフトウェア

- 定額法により、原則として5年以内に償却

繰延資産

- ▶ 3つの要件を満たす費用を資産計上したもの
 - ① すでに対価の支払いが完了し、または支払い義務が確定していること
 - ② これに対応する役務の提供を受けていること
 - ③ その効果が将来にわたって発言すること期待されること
- ▶ 繰延資産の項目
 - ① 創立費
 - ② 開業費
 - ③ 開発費
 - ④ 株式交付費
 - ⑤ 社債発行費等
- ▶ B/Sの表示
 - 繰延資産に記載

繰延資産

▶ 繰延資産の処理

- 原則として支出した期の費用 → 償却が必要
- 繰延資産として処理することも認められる

▶ 社債発行費等以外の償却

◦ 処理

- 創立費、開業費、開発費 → 5年以内(定額法)
- 株式交付費 → 3年以内(定額法)

◦ 表示

- 創立費償却、開業費償却、株式交付費償却 → 営業外費用
 - 開業費償却は販管費も可
- 開発費償却 → 販売費及び一般管理費 or 売上原価

繰延資産

▶ 社債発行費の償却

○ 処理

- 原則:社債の償還期間内に利息法
- 容認:社債の償還期間内に定額法(月割)

○ 表示

- 営業外費用

▶ 新株予約権の償却

○ 処理

- 3年以内に定額法

○ 表示

- 営業外費用